

2025 年
年末の交通安全県民運動
実施要綱

愛知県交通安全推進協議会

《運動の進め方と取組内容》

愛知県交通安全推進協議会の各実施機関・団体は、相互に連携を図りながら、県民総ぐるみの運動となるよう、それぞれの地域や組織の実情に応じて、運動の重点を踏まえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進する。

◎2025年広報重点

- 歩行者へ **スマホより 命の安全 みぎひだり**
- 自転車利用者へ **自転車は 大人も子どもも ヘルメット**
- 運転者へ **ただいまと 今日もわが家に 咲く笑顔**



◎取組内容

運動重点1 歩行者の安全な交通行動の実践

(1) 歩行者の交通事故防止対策

- 全ての年齢層を対象とした**反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等**の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組を推進する。
- 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- 「ゾーン30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進する。
- 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。

(2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- 横断歩道外横断や走行車両の直前直後横断、路上横断など、歩行者側にも法令違反が認められる交通事故実態の周知を図る取組を推進する。
- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性を周知する。
- 自らの安全を守るための交通行動として、手を挙げることで運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認し、横断歩道手前で止まったドライバーに会釈をするなど感謝を伝える「**ハンド・アップ運動**」の実践等を促す取組を推進する。
- 高齢歩行者の死亡事故の特徴を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。
- 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育を推進する。
- 安全に道路を通行することについて、教育現場や日常生活における保護者等からの幼児・児童への教育を促す取組を推進する。

日没後は、歩行者事故、特に高齢歩行者事故が多発しています！

ドライバーからいち早く発見してもらうために…

反射材やLEDライト等を活用しよう！
リュックやカバンだけではなく、歩行中に大きく動く腕や靴の側面につけたり、ピカピカ点滅するものをつけたりすると、より効果的です。

愛知県警察「交通事故防止のPOINT」より



運動重点2 自転車等の安全利用及びヘルメット着用の徹底

(1) 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルールの周知

- 令和8年4月1日から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「**自転車安全利用五則**」に則った自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- 信号の遵守や交差点での正しい一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等、交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組を推進する。
- 令和6年11月1日から施行された自転車に対する、ながらスマホ、酒気帯び運転に対する罰則の創設に関する広報啓発を推進する。

「自転車安全利用五則」

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策

- 全ての自転車利用者に対する**乗車用ヘルメット着用**の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
- **夕暮れ時の明るいライト点灯の徹底**と自転車の視認性を向上させるための**反射用品等の取付け**を促す取組を推進する。
- 幼児同乗中の自転車の特性を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト及び乗車用ヘルメットの着用の徹底を促す取組を推進する。



- 自転車利用者等の安全を確保するための**定期的な点検整備**を促す取組を推進する。
- 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入義務を周知する取組を推進する。

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール遵守とヘルメット着用の徹底

- シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの遵守を徹底することや被害軽減のための乗車用ヘルメット着用の徹底に向けた取組を推進する。

運動重点3 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

(1) 運転者の安全運転意識の向上

- 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育等を推進する。
- 夕暮れ時における早めのライト点灯を促す「**ライト・オン運動**」の取組を推進する。
- 夜間の対向車や先行車がいけない状況における**ハイビームの活用**を促す取組を推進する。
- 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、「**交通安全スリーS運動**」の実践を働き掛ける。
- 横断歩道等に歩行者等がいけないことが明らかでない場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や「**横断歩道等における歩行者等優先義務**」等の遵守を促す取組を推進する。
- 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発を推進する。
- 業務中等のながらスマホによる交通事故を防止するため、事業所の車両管理者等による交通安全教育等を徹底させる取組を推進する。



(2) 飲酒運転の根絶

- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「**飲酒運転を許さない社会環境**」を醸成するため、「**飲酒運転四（し）ない運動**」を徹底する。
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底や「**ハンドルキーパー運動**」の促進など、地域・職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を推進する。
- 安全運転管理者等に対し、運転者に対するアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認等を徹底させる取組を推進する。

「飲酒運転四（し）ない運動」

- ◆運転するなら酒を飲まない
- ◆酒を飲んだら運転しない
- ◆運転する人に酒をすすめない
- ◆酒を飲んだ人に運転させない



ハンドルキーパー運動

自動車で仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。



(3) 高齢運転者の交通事故防止対策

- 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえたシミュレーターを活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発を推進する。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発と**サポートカー限定免許制度**に関する広報啓発を推進する。
- 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する**安全運転相談窓口（#8080）**の積極的な周知に加え、**運転免許証の自主返納制度**及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発を推進する。

(4) 妨害運転等の防止対策

- 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発を推進する。
- ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。

(5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 「**カチッと100％!**」を合言葉に、全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組を推進する。
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発を推進する。
- 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発を推進する。



(6) 二輪車の交通事故防止対策

- 全ての年齢層に対し、二輪車の特性の周知及び彎曲半径が緩みなくしっかりと締めるなど、乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
- ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入が義務であることの広報啓発を推進する。